

## 日田市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日田市における空き家の有効活用を通じて移住・定住を促進し、地域の活性化を図るために実施する日田市空き家バンク事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建ての住宅及びその敷地のうち、次のすべてに該当するものをいう。
  - ア 居住することを目的として個人が取得したもの。
  - イ 現に居住していない、又は近く居住しなくなる予定のもの。
  - ウ 居住することが可能なもの。
- (2) 所有者等 空き家について所有権又は売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、仲介等を目的とした業務を行う者を除く。
- (3) 空き家登録者 第4条第2項の規定により登録を受けた者をいう。
- (4) 利用希望者 日田市への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者 第7条第2項の規定により登録を受けた者をいう。
- (6) 空き家バンク この要綱の定めるところにより、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申請により登録された情報を、利用登録者に対して提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 空き家バンク事業は、当該事業以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申請等)

第4条 空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等は、空き家バンク登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、日田市空き家バンク物件台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家台帳への登録が適当と認めるものの所有者等に対して空き家台帳への登録を勧めることができる。

(空き家登録事項の変更)

第5条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに変更内容を市長に届け出なければならない。

(空き家台帳登録の取消し)

第6条 市長は、前条第2項の規定により登録をした空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を取り消すものとする。

- (1) 空き家登録者から空き家バンク登録取消届出書(様式第3号)の提出があったとき。
- (2) その他市長が空き家台帳から取り消す必要があると認めたとき。

(空き家情報の利用申請等)

第7条 利用希望者は、空き家バンクを利用しようとするときは、空き家バンク利用者登録申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当しないと認めたときは、日田市空き家バンク利用者台帳(以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活することができない者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が利用者台帳に登録することが不相当であると認めたもの

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、空き家バンク利用者登録完了通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更)

第8条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに変更内容を市長に届け出なければならない。

(利用者台帳登録の取消し)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を取り消すものとする。

- (1) 利用登録者から空き家バンク利用者登録取消届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (2) 第7条第2項各号の規定に該当することとなったとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (4) 申請内容に虚偽があったとき。
- (5) その他市長が利用者台帳から取り消す必要があると認めたとき。

(情報の提供等)

第 10 条 市長は、必要に応じ、空き家登録者及び利用登録者に対し、空き家台帳及び利用者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

(交渉の申込み及び通知)

第 11 条 空き家台帳登録物件の購入又は賃借を希望する利用登録者は、空き家バンク物件交渉申込書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、空き家バンク物件交渉申込通知書(様式第 8 号)により、利用登録者が購入又は賃借を希望する空き家に係る空き家登録者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた空き家登録者は、交渉の実施について遅滞なく当該利用登録者に回答し、交渉の結果について空き家バンク交渉結果報告書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第 12 条 市長は、空き家登録者及び利用登録者との間で行う物件の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約に関する仲介行為には、直接これに関与しない。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 7 月 1 日改正。

平成 28 年 4 月 1 日改正。